

# 平成29年1月定例教育委員会会議録

## (1) 開会及び閉会に関する事項

平成29年1月24日(火)

三好市教育委員会1F 中会議室

開会 午後15時30分

閉会 午後16時35分

## (2) 出席委員の氏名

委員長 前川 順子

委員長職務代理者 谷 敏司

委員 大北 慶子

教育長 倉本 淳一

## (3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

### ▼出席職員

教育次長

松丸 忠仁

学校教育課長

梶芳 青児

生涯学習・スポーツ振興課長

安宅 広樹

文化財課長

加藤 昌子

教育指導主事

川人 正恭

池田学校給食センター所長

西村 陽子

## (4) 傍聴人

### ▼傍聴人

0名

### ◆前川委員長

ただいまの出席委員は4名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから平成29年三好市教育委員会1月定例委員会を開催したいと思います。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程の通りでございます。

## (5) 議事録署名者の指名

谷 敏司委員

### ◆前川委員長

初めに議事録署名者を決定いたします。議事録署名者は例月通り、谷委員さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして報告事項に入ります。最初に教育長から諸般の報告をお願いします。

## (6) 報告事項

### ◆倉本教育長

平成28年12月21日から平成29年1月24日までの、主な事業について報告します。

まず、12月22日、高校生議会が開催されましたが、教育委員会関係の質問については、通告がありませんでしたので、出席いたしませんでした。12月27日に登録有形文化財登録証の伝達式を行いました。これは、このたび池田町内に現存します内田家住宅など、古民家や蔵など7件が国の登録有

形文化財として文化庁から認定され、登録証が送付されましたので、関係者にその伝達を行ったものです。

1月3日には徳島駅伝の開会式が徳島市で開催され、副団長の近泉副市長を始め、役員、選手等が参加しました。教育委員会からは生涯学習・スポーツ振興課等の関係者が出席いたしました。徳島駅伝は1月4日から3日間にわたって競技が開催され、三好市は市政以来初めて一桁の順位となる9位になり、6日の閉会式では、敢闘賞を受賞いたしました。

日付が前後しますが、1月3日の成人式には、全員の教育委員さんがご出席いただき有難うございました。お蔭で、厳粛且つ盛大な成人式となりました。

1月10日から11日には、各学校から人事異動関係の調査資料等を提出していただき、学校長と人事ヒアリングを行いました。また、それをもとに19日と20日、学校長と県教委、市教委の3者による人事異動の一次面接を実施しました。この人事異動面接は、今後、2月に入って2次、3次面接と3回にわたって実施し、3月中旬には平成28年度末の教職員人事異動案を作成することになっております。

つぎに、本日の24日、午前中に徳島県議会総務委員会が三野健康防災公園を視察いたしました。安宅課長など生涯学習・スポーツ振興課が対応いたしました。報告は以上です。

なお、2月の定例教育委員会は、2月21日の14時を予定しております。また、その他の今後の行事予定は、欄外に記載のとおりですのでよろしくお願いいたします。報告は以上です。

◆前川委員長

来月の定例会の日程ですが2月21日（火）ということですが、皆さんご都合いかがでしょうか。

◆大北委員

先に別の会が入っています。変更できないでしょうか。

◆前川委員長

20日（月）はご都合いかがでしょうか。

◆委員一同

大丈夫です。

◆前川委員長

では、20日（月）14時からということですのでよろしくお願いします。

先ほどの報告事項について質疑等ございませんか。

三好検定の結果はどうですか。

◆松丸次長

ただいま集約中です。

◆倉本教育長

次の定例会には報告できると思います。

◆前川委員長

私も答えられないような問題がありました。

◆谷委員

私も検定問題をしてみましたが、難しかったです。

◆前川委員長

他に質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

## （7）承認事項

◆前川委員長

続いて承認事項に入ります。“平成28年12月定例会議事録の承認について”を議題といたします。

事前に送っていただいておりますが、変更点等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは“平成28年12月定例会議事録の承認について”は原文通り承認ということで決定いたします。

#### (8) 議 案

第 27 号 三好市立学校設置条例の一部を改正する条例について

第 28 号 三好市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

第 29 号 三好市教職員宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

第 30 号 三好市教育振興計画審議会条例の制定について

第 31 号 三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

第 32 号 三好市東祖谷文化財住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

第 33 号 三好市東祖谷文化財住宅の設置及び管理に関する規則の制定について

第 34 号 三好市図書館条例の一部を改正する条例について

第 35 号 三好市図書館協議会規則の制定について

第 36 号 三好市図書館運営規則の一部を改正する規則について

◆前川委員長

続いて、議案第27号“三好市立学校設置条例の一部を改正する条例について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆梶芳課長

2ページをお願いします。議案第27号“三好市立学校設置条例の一部を改正する条例について”でございます。大野小学校、上名小学校の廃校についてでございます。3ページをお願いします。大野小学校は平成26年度より休校、上名小学校は平成24年度より休校となっており今年度地元自治会から地域のために利用をしたいということで申請がございました。両校の廃校のための条例改正でございます。地元からの要望書は5ページから7ページまでに添付しております。よろしくをお願いします。

◆前川委員長

ただいま関係部局より説明がございましたが、質疑等ございませんか。

◆梶芳課長

3ページの提出日が「平成28年1月24日」となっておりますが、正しくは「平成29年1月24日」です。訂正をお願いします。

◆前川委員長

何かございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川委員長

異議なしと認めます。よって議案第27号“三好市立学校設置条例の一部を改正する条例について”は原案どおり決定されました。

続いて、議案第28号“三好市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆梶芳課長

8 ページをお願いします。議案第 28 号“三好市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について”でございます。9 ページをお願いします。大野幼稚園の廃園でございます。大野幼稚園は平成 24 年度から休園となっております。大野小学校の廃校にあわせて廃園するための条例改正でございます。よろしくをお願いします。

◆前川委員長

ただいま関係部局より説明がございましたが、質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川委員長

異議なしと認めます。よって議案第 28 号“三好市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について”は原案どおり決定されました。

続いて、議案第 29 号“三好市教職員宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆梶芳課長

10 ページをお願いします。議案第 29 号“三好市教職員宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について”でございます。11 ページをお願いします。上名小学校教員宿舍、大野教員宿舍、12 ページ、栃之瀬教員住宅、第 2 栃之瀬教員住宅、第 3 栃之瀬教員住宅、落合教員住宅、第 2 落合教員住宅、第 3 落合教員住宅の廃止によります条例改正でございます。12 ページ、13 ページには廃止住宅の使用料について削除をしております。廃止後は順時、取壊し等を計画していきます。よろしくをお願いします。

◆前川委員長

関係部局より説明がございましたが、質疑等ございませんか。

◆谷委員

この教員住宅は今使っている人はいないのですか。

◆梶芳課長

もう使われていないです。東祖谷に残る宿舍は栃之瀬、落合教職員住宅と東祖谷小中学校教職員住宅です。

◆前川委員長

他にありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川委員長

異議なしと認めます。よって議案第 29 号“三好市教職員宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について”は原案どおり決定されました。

続いて、議案第 30 号“三好市教育振興計画審議会条例の制定について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆梶芳課長

14 ページをお願いします。議案第 30 号“三好市教育振興計画審議会条例の制定について”でございます。15 ページをお願いします。今まで要綱で対応しておりましたが、三好市は審議会の設置は条例で定めることとしておりますので今回条例の制定をお願いしております。平成 29 年度より計画の予算化をして取り組んでいきますのでよろしくをお願いします。第 2 条をお願いします。“審議会は、三好市教育振興計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、三好市教育委員会に答申するものとする。”となっております。第 3 条をお願いします。委員構成メンバーですが公募による市民の参加を予定しております。この計画は三好市の教育振興の基本的なものとなります。次回の教育振興計画は平成 31 年度からの 10 年計画でございます。よろしくをお願いします。

◆前川委員長

関係部局より説明がございましたが、質疑等ございませんか。

◆谷委員

振興計画は 2 期まで作成していませんでしたか。

◆松丸次長

2 期ではなく、平成 21 年度から振興計画を立てて昨年度見直しをしました。後半の部分の見直しをしました。今回は 31 年度からの新たな計画を立てることになります。

◆梶芳課長

21 年度から 30 年度までが 1 期で、31 年度からが 2 期になります。

◆谷委員

2 期の作成に向けて審議会を置くということですか。第 1 期を作った時、審議会はなかったのですか。

◆梶芳課長

審議会は三好市は統一して条例で設置することになっておりますので、要綱で対応していましたが、条例に加えさせていただくことになりました。

◆谷委員

作成方法に変わりはないということですね。

◆梶芳課長

はい。

◆谷委員

わかりました。

◆前川委員長

他にありませんか。

10 年間の振興計画の計画を立てていても、変化が激しいので 1 年先が読めません。10 年先の計画がそのまま通るということは多分ないだろうと思います。

◆松丸次長

事務局としては、一応 10 年という想定をしていますが、実際審議会の中で前川委員長さんのような意見が出てくると思います。例えば、5 年間の計画の方がいいという意見もあるかも知れませんが、大きな計画ですので、10 年のタイムスパンとして立てていただきたいと思います。第 1 期の計画を立てた時も 2 年かかっています。29 年度から準備を始めると間に合うと思います。実際に答申をいただくのは 31 年の 3 月までかかると思います。大きな要素としては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され新しい教育委員会制度がスタートしました。新学習指導要領ということで、早いところで平成 30 年の幼稚園、32 年から小学校が新しい学習指導要領に基づいて教育されるという準備をされています。今まで 2 回の総合教育会議の中で議論していただきましたが、小中学校の適正配置や幼・保の一元化といったことも考えていただくことが必要かと思えます。

◆前川委員長

他にございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川委員長

異議なしと認めます。よって議案第 30 号“三好市教育振興計画審議会条例の制定について”は原案どおり決定されました。

続いて、議案第 31 号“三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆梶芳課長

17 ページをお願いします。議案第 31 号“三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について”でございます。18 ページをお願いします。提出日が「平成 28 年 1 月 29 日」になっておりますので、「平成 29 年 1 月 24 日」に訂正をお願いします。文化財課内にジオパーク推進室を置くことによる規則改正でございます。第 2 条の 2 にジオパーク推進室の設置、第 3 条にジオパーク推進室の分掌事務、第 4 条にはジオパーク推進室設置のための文言の修正でございます。第 5 条の文言の改正は「第 2 条及び第 3 条」から「第 2 条から第 3 条」と改正しました。第 2 条の 2 を新たに作り出したことによる改正でございますよろしくをお願いします。

◆前川委員長

関係部局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川委員長

異議なしと認めます。よって議案第 31 号“三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について”は原案どおり決定されました。

続いて、議案第 32 号“三好市東祖谷文化財住宅の設置及び管理に関する条例の制定について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆加藤課長

21 ページをお願いします。議案第 32 号“三好市東祖谷文化財住宅の設置及び管理に関する条例の制定について”でございます。22 ページをお願いします。平成 29 年 3 月で阿佐家の工事が完了することになりました。それにあたりまして、東祖谷には小采家、長岡家住宅の公開施設が現在あり、阿佐家が完成しますと 3 施設になるということで一本化にさせていただくことになり条例を新たに制定するようになりました。

◆前川委員長

関係部局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆谷委員

今まであった小采家と長岡家は条例としては別々にあったものを一つにまとめるということですか。

◆加藤課長

一本化することにしました。

◆谷委員

条例の内容はもともとあったものと同じですか。

◆加藤課長

同じです。

◆倉本教育長

第2条の表の名称が小采家だけ前に重要文化財と入っているのはなぜですか。

◆加藤課長

これは小采家だけが重要文化財の指定になっているからです。長岡家は伝建地区なので重要文化財にはなっていません。

◆倉本教育長

小采家だけ「重要文化財」という言葉が前についているのはどうでしょうか。

◆谷委員

「重要文化財」という言葉が無くなったところで、意味合いは変わらないのであれば、今後阿佐家が指定をうけたら条例を変えなければいけないと思うので、「重要文化財」という言葉を外しても構わないと思います。

◆倉本教育長

「重要文化財」という語句を削除した方がいいと思います。

◆前川委員長

それでは「重要文化財」を削除して「小采家住宅」だけでお願いします。

他にありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは本案は「重要文化財」を削除して「小采家住宅」に訂正し決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川委員長

異議なしと認めます。よって議案第32号“三好市東祖谷文化財住宅の設置及び管理に関する条例の制定について”は「重要文化財」を削除して「小采家住宅」に訂正し決定されました。

続いて、議案第33号“三好市東祖谷文化財住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆加藤課長

24ページをお願いします。議案第33号“三好市東祖谷文化財住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について”でございます。25ページをお願いします。小采家、長岡家、阿佐家の開館時間と閉館時間に変更になり規則で定めさせていただきました。小采家住宅が午前9時から午後4時まで、長岡家住宅が午前9時から午後4時まで、阿佐家住宅も同じく午前9時から午後4時までです。長岡家に関しましては午前9時から午後5時30分まで開館しておりましたが、同じ時間帯に変更するという事です。

◆前川委員長

関係部局より説明がございましたが、質疑等ございませんか。

◆松丸次長

何点か補足させていただきます。25ページの第2条の表の施設の名称も先ほどと同じく「重要文化財」を削除させていただきます。それから規則の名前ですが、「三好市東祖谷文化財住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」となっていますが、「条例施行」を削除していただけますか。よって“三好市東祖谷文化財住宅の設置及び管理に関する規則の制定について”となります。全部で5カ所あります。訂正をお願いします。申し訳ございません。

◆谷委員

教えてほしいのですが、条例は市議会の議題にかけなければいけない、規則であれば教育委員会で

変えられるわけですね。この条例は簡単に言うと何を決めているのですか。市がこの住宅を管理しているということですか。

◆松丸次長

議会の議決によって制定する規定が条例です。長の権限の属するものが規則です。要綱は内規ということになります。

◆谷委員

この条例として、条例の意味、この3つの住宅に対してこの条例があることによって何を主張しているかを知りたいです。

◆松丸次長

市の設置及び管理に関する条例という場合は、市の所有する施設、市の管理する施設を表記するということです。

◆谷委員

規則としては別途定めるという意味ですよ。

◆松丸次長

細かい設定をする場合には規則で長の権限を定め、なおさらに細かい設定は内規で決めさせていただくということです。例えば、閉館時間が午後4時となっていますが、実際は午後4時前に入館していれば、閉館時間を過ぎても大丈夫かどうかということも可能性として起こると思います。そういうことを内規として決めます。

◆前川委員長

他にありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは、小采家住宅の施設の名称変更と「条例施行」を削除した“三好市東祖谷文化財住宅の設置及び管理に関する規則の制定について”という施行規則名の変更でご異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川委員長

異議なしと認めます。よって議案第33号“三好市東祖谷文化財住宅の設置及び管理に関する規則の制定について”は小采家住宅の施設の名称変更と「条例施行」を削除した“三好市東祖谷文化財住宅の設置及び管理に関する規則の制定について”という施行規則名の変更で決定されました。

続いて、議案第34号“三好市図書館条例の一部を改正する条例について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆安宅課長

27ページをお願いします。議案第34号“三好市図書館条例の一部を改正する条例について”でございます。28ページをお願いします。表としましては左側に改正前、右に改正後を掲載させていただいております。主な改正点としましては、図書館協議会の設置でございます。改正後をご覧ください。第2条関係でございますが、“図書館法（昭和25年法律第118号。”の後に“以下「法」という。）”を追加させていただいております。続きまして、第4条に図書館協議会の設置、第2項に協議会委員の定数、第3項に協議会委員の任期を定めております。第4条でございますが、法第14条の規定により三好市に図書館協議会を置くとしております。この図書館法第14条でございますが、“公立図書館に図書館協議会を置くことができる。”2項として“図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館の奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。”と定められております。この規定によりまして、三好市図書館に図書館協議会を置いております。第2項としまして、“協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。”としております。第3項としまして、“委員の任期は、2年とする。ただし、欠員によって委嘱した委員の任期は、



前任者の残任期間とする。”としております。29 ページをお願いします。附則としまして、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するとなっております。よろしくお願いします。

◆前川委員長

関係部局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。

今までのは何という名前の会ですか。

◆松丸次長

運営協会です。

◆前川委員長

運営協会はそのままで、図書館協議会が新しくできるわけですね。運営協会の委員と図書館協議会委員の違いはどうですか。

◆松丸次長

運営協会については今手続き中ですが、NPO 法人に移行する予定です。あくまでも三好市の図書館を運営するための組織です。今回の図書館協議会というのは図書館の運営に関して図書館長からの諮問があった場合にそれに対して意見を述べる機関でございます。運営協会は法律に基づいたものではありません。今回の図書館協議会については図書館法の規定に基づいた機関でございます。これまで三好市にはありませんでした。平成 24 年に文科省で図書館の設置及び運営上の望ましい基準が発表されましたので、今回提案しております。

◆前川委員長

図書館長と運営協会の会長は別の人ですよ。

◆松丸次長

図書館協議会と運営協会は別です。運営協会は決まった方針に基づいて市から委託を受けて図書館そのものを運営していただく組織です。運営をするときにどういう方針で運営をするのかを図書館協議会で決めていただいて、その決まった運営の基本方針の中で図書館を運営していただくというのが運営協会です。

◆倉本教育長

第 4 条ですが、「三好市図書館に図書館協議会を置く。」となっていて、この文言でもわかりますが、図書館協議会という名前を使う場合に「三好市図書館協議会」としたほうがいいのではないかと思います。

◆前川委員長

それでは、「三好市図書館協議会」という文言に変更ということでよろしいでしょうか。

他にありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは本案は第 4 条の「図書館協議会」を「三好市図書館協議会」という文言に変更ということで異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川委員長

異議なしと認めます。よって議案第 34 号“三好市図書館条例の一部を改正する条例について”は「三好市図書館協議会」という文言に変更ということで決定されました。

続いて、議案第 35 号“三好市図書館協議会規則の制定について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆安宅課長

30 ページをお願いします。議案第 35 号“三好市図書館協議会規則の制定について”でございます。31 ページをお願いします。先ほど図書館条例の一部改正ということで図書館協議会の設置について説

明をさせていただきましたが、その三好市図書館協議会の設置に伴う規則の制定でございます。第 1 条でございますが、“この規則は三好市図書館条例第 4 条に規定する三好市図書館協議会に関し必要な事項を定めるものとする。”とされています。続いて任務としまして、第 2 条“協議会は、図書館法第 14 条第 2 項の規定に基づき、図書館の運営に関し図書館長の諮問に応ずるほか、図書館活動につき図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べるものとする。”とされています。組織としまして第 3 条でございますが、“協議会の委員は、次の各号に掲げるものの中から三好市教育委員会が委嘱する。”となっております。“(1) 学校教育又は社会教育の関係者、(2) 家庭教育の向上に資する活動を行うもの、(3) 学識経験を有する者、(4) 公募による市民、(5) その他教育委員会が必要と認める者”としております。32 ページをお願いします。役員としまして第 4 条でございますが、“協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。第 2 項、会長は、協議会を代表し、会議を総理する。第 3 項、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。”とされています。会議としまして第 5 条“協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、この規則施行後最初に招集すべき協議会又はあらたに任命が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、三好市教育委員会教育長が行う。第 2 項、協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。第 3 項、協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決するところによる。第 4 項、協議会は、必要があるときは関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明、その他必要な協力を求めることができる。第 5 項、会議は原則として公開とするが、出席員の 3 分の 2 以上で議決したとき非公開とすることができる。”となっております。開陳とは自分の意見や考えを述べることです。庶務として第 6 条“協議会の庶務は、教育委員会及び三好市図書館において処理する。”その他として第 7 条“この規則に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が協議会に諮って教育委員会が別に定める。”附則として、この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するとしています。以上、審議の方よろしくをお願いします。

◆前川委員長

ただいま関係部局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川委員長

異議なしと認めます。よって議案第 35 号“三好市図書館協議会規則の制定について”は原案どおり決定されました。

続いて、議案第 36 号“三好市図書館運営規則の一部を改正する規則について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆安宅課長

33 ページをお願いします。議案第 36 号“三好市図書館運営規則の一部を改正する規則について”でございます。34 ページをお願いします。主な改正点は井川図書館の開館時間を中央図書館に開館時間に合わせている点と、図書館協議会設置におきまして、図書購入選定協議会と資料選定会議。改正後の表をご覧ください。まず、第 4 条第 3 項(2) 井川図書館の開館時間を午前 10 時としております。続きまして、第 16 条図書館の受像でございます。35 ページをご覧ください。第 2 項として“図書の受像に関し必要な事項は、別に定める。”としております。第 18 条資料選定会議としまして、“図書館が収集および除籍する資料を適正に選定するため、資料選定会議を設ける。第 2 項、選定会議に関し必要な事項は、別に定める。”とされています。これによりまして、第 19 条及び第 20 条は削除となっております。附則としまして、この規則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行するとしています。以上ご審議のほうよろしくをお願いします。

◆前川委員長

関係部局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。

今まで図書館の本の選定会議や除籍する本は誰が決めていたのですか。

◆松丸次長

今この図書購入選定会議は実際には設置されておられませんので、現在の図書館の司書が購入したい本を起案して決裁を受けて購入しています。選定会議を設置して、その選定会議の結果に基づいて購入し、実際の作業は今までどおり司書がするようになると思います。今回、要綱や基準、規定が提案できていませんが、できれば3月にこれに関係する要綱、基準等を提案できればと思います。たとえば、本を寄贈したいと言っただきさっても図書館の資料の収集方針に合わない場合はらないし、同じ本がある場合いらなくなります。こういったものを受け取る時に方針として定めようと思います。図書を廃棄するときも明らかに使えなくなったものや雑誌は年に1回処分するといったことも内規という状態で運営していますので、たとえば、リサイクルや保育所、幼稚園に寄贈するなどの方針を定めて4月から運営するようにしたいと思っています。

◆前川委員長

他にありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川委員長

異議なしと認めます。よって議案第36号“三好市図書館運営規則の一部を改正する規則について”は原案どおり決定されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。平成29年1月定例委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

以上